

【 政策名 】

【 施策名 】

【 事業名 】

【 事業費 】

基本政策2 生活環境

目指す姿1
犯罪・事故のない地域の実現

目指す姿2
快適で暮らしやすい生活の実現

目指す姿3
安らげる生活基盤の創出

		(千円)
施策関連事業		43,936
消費者行政強化事業		11,790

施策評価（令和5年度）

基本政策2 生活環境			
目指す姿1 犯罪・事故のない地域の実現			
幹事部局名	生活環境部	担当課名	県民生活課
評価者	生活環境部長	評価確定日	令和5年7月31日

2 施策の状況

2-1 成果指標の状況及び定量的評価

	施策の方向性、指標名(単位)	年度	2019	2020	2022	2023	2024	2025	直近の達成率	判定	備考
			(R元)	(R2)	(R4)	(R5)	(R6)	(R7)			
①	【施策の方向性①】 刑法犯認知件数(件)	目標			前年比減	前年比減	前年比減	前年比減	105.7%	a	
	実績	2,162	2,382	1,871							
	出典:県警察本部調べ	達成率			105.7%						
②	【施策の方向性②】 犯罪被害者等に対する関心と理解を深めるイベント等への参加者数(人)	目標			275	300	325	350	66.5%	e	
	実績	250	164	183							
	出典:県調べ	達成率			66.5%						
③	【施策の方向性③】 交通事故死者数(人)	目標			27以下	27以下	27以下	27以下	77.8%	d	
	実績	40	37	33							
	出典:県警察本部「交通統計」	達成率			77.8%						
④	【施策の方向性③】 交通事故重傷者数(人)	目標			200以下	200以下	200以下	200以下	106.0%	a	
	実績	250	251	188							
	出典:県警察本部「交通統計」	達成率			106.0%						
⑤	【施策の方向性④】 除排雪団体数(累積)(団体)	目標			65	70	75	80	96.9%	b	
	実績	46	51	63							
	出典:県調べ	達成率			96.9%						
⑥	【施策の方向性⑤】 県・市町村消費生活センターにおける消費生活相談員の資格保有率(%)	目標			75	75	75	75	92.0%	b	
	実績	64	67	69							
	出典:県調べ	達成率			92.0%						

※ 指標の判定基準

a: 達成率 \geq 100% b: 100% $>$ 達成率 \geq 90% c: 90% $>$ 達成率 \geq 80% d: 80% $>$ 達成率 \geq 70% e: 70% $>$ 達成率
n: 実績値が未判明

定量的評価結果	計算式
2.50 (D相当)	① a判定 × 2個 = 8点 ④ d判定 × 1個 = 1点
	② b判定 × 2個 = 6点 ⑤ e判定 × 1個 = 0点
	③ c判定 × 0個 = 0点
	①~⑤の合計 15点 ÷ 6個(判明済み指標) = 2.50

※ 指標の判定基準 a:4点 b:3点 c:2点 d:1点 e:0点

※ 成果指標において実績値が未判明となった指標がある場合には、それを除いて平均点を算出する。

※ 定量的評価の判定基準

A相当:平均点が3.6点以上 B相当:平均点が3.2点以上3.6点未満 C相当:平均点が2.8点以上3.2点未満
D相当:平均点が2.4点以上2.8点未満 E相当:平均点が2.4点未満

2-3 主な取組状況とその成果

【施策の方向性① 防犯意識の向上と防犯活動の促進】

- ・ 県民、行政等が連携して子どもの安全確保や犯罪が起きにくい環境整備に向けた地域安全対策を推進した結果、令和4年の刑法犯認知件数は、令和3年よりも更に減少した（1,871件<△113件>）。
- ・ 防犯情報紙「いかのおすし通信」等による情報提供や自主防犯活動優良団体への表彰により、防犯に対する意識の高揚と活動の活性化を図った（情報誌：年3回、各800部、優良団体表彰：2団体・1個人）。

【施策の方向性② 犯罪被害者等への支援】

- ・ 犯罪被害者週間（11/25～12/1）に合わせて「県民のつどい」を開催し、犯罪被害遺族の講演を行うなど犯罪被害者等支援の重要性に関する県民の理解を深めた（会場：秋田市、参加者：129人）。
- ・ 秋田県犯罪被害者等支援基本計画に基づき研修会を開催し、総合的な対応窓口である市町村担当者の技能の習得を支援したほか、地域振興局、県警、（公社）秋田被害者支援センター等との連携強化を図った（各機関から54人参加）。
- ・ 性暴力被害者に被害直後の相談から総合的な支援をワンストップで提供している「あきた性暴力被害者サポートセンター」において、被害者の心身の負担軽減と健康回復を図るとともに、被害の潜在化防止に取り組んだ（相談件数178件<+112件>）。
- ・ 県内の小中学校等を対象に、児童生徒が犯罪被害者遺族の講演を聴講することにより、罪を犯してはならないという規範意識の向上と犯罪被害者等を支える気運の醸成を図るため「命の大切さ教室」を開催した（10校、聴講者延べ数1,354人）。

【施策の方向性③ 「人優先」を基本とした交通安全対策の推進】

- ・ 高齢者の事故防止を図るため、交通事故防止のテレビCMを放送したほか、関係機関・団体と連携し、高齢者が参加するイベントなどで反射材着用啓発リーフレットと反射材を配布し、着用の促進を図った（参加イベント：老人クラブ大会及び文化祭）。また、民生委員の協力を得て、高齢者宅への反射材配付及び事故防止に関する注意喚起を行った。
- ・ 横断歩道における歩行者優先（歩行者ファースト）を徹底させるため、横断歩行者等妨害等違反の取り締まりを強化するとともに、県内全14警察署で高齢ドライバーに対してドライブレコーダーを無料で貸し出し、録画した映像を基に担当署員が運転を個別指導する取組を行った（平成30年9月開始、令和5年3月末現在77人利用）。
- ・ 運転疑似体験型集合教育装置（KYT）を用いた集団指導による危険予測訓練を実施した（25回）。

【施策の方向性④ 総合的な雪対策の推進】

- ・ 地域における除排雪の課題を解決するため、県北、県央、県南に各1人の支援員を配置し、高齢者世帯等の除排雪活動を実施する地域団体の立ち上げや既存団体の体制・連携強化の取組を支援した（設立6団体）。
- ・ 雪下ろし等による事故防止のため、SNSの活用やチラシ等の配布など、様々な広報媒体による安全な除排雪の普及啓発に取り組んだほか、各地域振興局で県警や消防等と協働し、安全な雪下ろしに関する講習会を開催した（開催回数18回、参加者288人）。
- ・ 関係業界団体（3団体）の協力を得てアンケート調査を実施し、雪下ろし協力業者を17者確保するとともに、主要市町村（4市）と意見交換を行いながら、想定外の大雪時でも対応できるように雪下ろし業者を他地域に派遣する仕組みの改善に向けて取り組んだ。

【施策の方向性⑤ 自立した消費者の育成と消費者被害の防止】

- ・ 県相談員の各種研修会への参加（延べ39人）、市町村相談員対象の研修会の実施（2回）、市町村が行う相談体制の整備等に対する支援（12市町村）などにより、県内の消費生活相談体制の充実強化を図った。
- ・ 高齢者の特殊詐欺等被害を防止するため、テレビCMやバスの車内放送による注意喚起のほか、県警・市町村・社協・民生協・生協等の関係機関等と連携し、啓発リーフレットを配布（80,000部）した。
- ・ 自立した消費者の育成を目指し、若年者向けに啓発リーフレット（80,000部）の配布やウェブ広告を実施したほか、小学生向け金融教育冊子（9,740部）の配布、各種出前講座の実施等による消費者教育の推進を図った。

3 総合評価と評価理由

総合評価	評価理由
C	<p>成果指標の達成率を基にした定量的評価は2.50で「D相当」。 施策の成果など総合的な観点から評価した結果、総合評価は「C」とする。</p>
	<p>【定性的評価として考慮した点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 防犯意識の向上と防犯活動の促進等犯罪の起こりにくいまちづくりを進めており、令和4年は34都道府県で刑法犯認知件数が増え、全国総数では5.8%増加している中、本県は減少している（R3→R4：△113件（△5.7%）※減少率は富山県（△13.6%）に次ぎ大きい）。特に、人口10万人当たりの犯罪率（196.9）は2年連続で全国一低くなっている。 犯罪件数等が少なく、多くの県民は、犯罪に巻き込まれることや犯罪被害者等に接する機会が少ないことから、誹謗中傷等の二次的被害の防止や犯罪被害者等への途切れることない支援が求められている。そのため、県民のつどいや各種イベントを通して、犯罪被害者等への県民の理解を深めるとともに、あきた性暴力被害者サポートセンター等の相談窓口の周知に努めた結果、県内の刑法犯認知件数が減少している中、相談件数は増加（R3：66件→R4：178件（+112件、対前年比2.69倍））し、犯罪被害者等への支援につながった。

5 主な課題と今後の対応方針

施策の方向性	課題	今後の対応方針
①	<ul style="list-style-type: none"> 平成14年以降、刑法犯認知件数は全国最少レベルにあるが、子どもへの声かけ事案等は依然として多く発生しており、誘拐などの重大事案に発展することも懸念される。また、子どもの安全確保に向けて見守り活動を各地域で行っている自主防犯活動団体の減少や活動員の高齢化が進んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、地域を中心とした防犯活動を推進するため、安全・安心まちづくり担当者会議等を通じて、自主防犯活動の推進、環境整備の促進を図る。また、自主防犯活動団体の活動状況の積極的なPRや活動情報の共有を図るとともに、優良団体の表彰により活動員の意欲の向上を図り、活動の活性化と活動員の確保につなげていく。
②	<ul style="list-style-type: none"> 性暴力については被害が潜在化しやすく、相談に踏み出せないケースがあるとされている。 犯罪被害者等が置かれた状況を知る機会は限定的であり、支援に関する県民の理解が十分とは言えない。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、性暴力被害者サポートセンターの運営等を行い、その周知や関係機関との連携に取り組んでいく。 犯罪被害者等の平穏な生活の早期回復及び犯罪被害者等を温かく見守り、支援する社会の形成を図るため、引き続き、各種広報媒体の活用やイベントの開催により周知・啓発活動に取り組んでいく。
③	<ul style="list-style-type: none"> 交通事故死者数に占める高齢者の割合が63.6%と全国平均を上回っており、うち、歩行中の死者が8人（38.1%）と8年連続で最も高い割合となっている。 交通事故の発生件数は減少しているものの、毎年100件を超える自転車の関係した事故が発生しているほか、高齢者の自動車運転免許証自主返納等により自転車利用機会の増加が見込まれる。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、老人クラブ文化祭等的高齢者が多く集まる機会を捉えて、反射材の配布とその着用効果の周知を行い、反射材着用を促す。また、テレビCM放送等により、「歩行者ファースト」意識の浸透を図っていく。さらに、高齢者を訪問する機会が多い民生委員に協力を依頼し、反射材の配布や事故防止の注意喚起を行う。 「第11次秋田県交通安全計画」及び「秋田県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の普及啓発活動をする中で、法令遵守や交通マナーの向上、自転車損害賠償責任保険等への加入を働きかけていく。また、道路交通法の改正により、令和5年4月1日から全ての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務となったことから、交通事故被害の軽減のためにも、関係機関・団体と協力しながら自転車利用時のヘルメット着用の普及啓発を実施していく。
④	<ul style="list-style-type: none"> 人口の減少、少子高齢化の進行等により地域の支え合い（共助）の力が弱まっており、除排雪の担い手が不足してきている。 降雪量によっては業者へ派遣依頼がないなど、業務量が安定しないため、大雪時に他地域へ派遣可能な雪下ろし協力業者の一定数の確保が困難となること懸念される。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、地域における住民同士の支え合いを基本とした除排雪団体（共助組織）の立ち上げや既存団体の活動継続を支援するとともに、雪下ろし等安全講習会や損害保険会社等の協力による除排雪作業中の高齢者等に対する声かけやチラシの配布などで、事故防止を注意喚起する。 令和3年度に構築した、雪下ろし業者を他地域に派遣する仕組みを検証するとともに、引き続き業界団体の協力を得ながら、協力業者の確保に努める。
⑤	<ul style="list-style-type: none"> デジタル化の進展などにより、通信販売等のトラブルが増加している。また、事業者の広域化により紛争解決が困難になるなど、消費者問題が複雑化・多様化している。 成年年齢の引下げによる若年者の消費者被害の発生・拡大、高齢者世帯の増加に伴う高齢者の消費者被害の増加のほか、全世代において特殊詐欺被害の深刻化が懸念されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談員の資格取得推進や研修の受講・実施によるスキルアップを図り、相談体制の強化に努める。 「第2次秋田県消費者教育推進計画（令和2～6年度）」に基づき、関係機関との連携を強化しながら、若年者・高齢者への消費者教育・啓発活動を強化するほか、各年代に対する消費者教育を推進し、被害に遭わないための「自立した消費者」の育成を目指す。

6 政策評価委員会の意見

--

事業評価調査(目的設定、中間評価、事後評価) (評価年度:令和5年度)

政策	8 生活環境			
目指す姿	1 犯罪・事故のない地域の実現			
施策の方向性	⑤ 自立した消費者の育成と消費者被害の防止			
事業名	消費者行政強化事業	事業年度	H30	年度～ 年度
部局名	生活環境部	課室名	県民生活課	
チーム名	消費生活チーム			

1 事業実施の背景及び目的

国として取り組むべき重要な消費者政策を推進するために創設された「地方消費者行政強化交付金」を活用し、社会経済情勢の変化等によって生じる新たな消費者問題に対応するための体制の強化を図るとともに、自立した消費者の育成を推進することなどにより、消費者被害の防止を目指す。

2 事業概要及び財源

(単位:千円)

	事業内訳	概要	令和5年度 予算額	令和4年度 決算(見込)額	最終年度 決算(見込)額
1	消費者行政強化事業	新たな消費者問題に対応した体制の整備、エンカール消費普及啓発の推進、消費者教育の推進	7,458	8,222	
2	消費者行政強化支援事業	市町村が行う新たな消費者問題に対応した取組への支援	4,028	3,568	
3					
4					
5					
その他合計 (件)					
財源内訳		左の説明	11,486	11,790	0
国庫補助金		地方消費者行政強化交付金	7,757	9,710	
県債					
その他		産業廃棄物対策基金繰入金	1,550	1,109	
一般財源			2,179	971	0

3 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み

【指標Ⅰ】

指標名	生活センターにおける年間の出前講座への参加者数(人)【成果指標】									
指標式	生活センターにおける年間の出前講座への参加者数									
出典	生活センター調べ									
把握時期	翌年度5月									
年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
目標a							4,000	4,000	4,000	4,000
実績b							3,373			
b/a							84.3%	0.0%	0.0%	0.0%

【指標Ⅱ】

指標名										
指標式										
出典										
把握時期										
年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
目標a										
実績b										
b/a										

◎指標を設定することができない場合の効果の把握方法

①指標を設定することができない理由

--

②見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)

--

4 中間評価

(1) 必要性(現状の課題に照らした妥当性)

判定	a	理由	デジタル化の進展や社会経済情勢の変化によって生じる新たな消費者問題に的確に対応していくため、相談体制の強化を図るとともに、エンカinal消費を含む消費者教育を推進し、自立した消費者を育成する必要がある。
----	---	----	---

(判定基準) a: 必要性が高い b: 一定の必要性がある c: 必要性が低い

(2) 有効性(事業目標の達成状況)

※指標設定ができない場合には「b」判定以下とする。
※二つの指標を設定している場合には達成率の平均値により判定する

判定	b	理由	
----	---	----	--

(判定基準) a: 有効性が高い(達成率が100.0%以上) b: 一定の有効性がある(達成率が80.0~99.9%) c: 有効性が低い(達成率が80.0%未満)

(3) 効率性(限られた予算で効果を発揮するために努力した内容)

判定	b	理由	オンラインによる研修参加等により、コスト削減を図っている。また、デジタル化の進展に伴う消費者問題が増加傾向にあることから、SNS等のネット広告を活用し、コスト削減を図りつつより効果的な啓発活動を行っている。
----	---	----	---

(判定基準) a: 効率性が高い b: 一定の効率性がある c: 効率性が低い

(4) 総合評価

判定	B	(前回の参考結果)	A
----	---	-----------	---

【総合評価の判定基準】

「A」: 「必要性」、「有効性」、「効率性」の観点全て「a」判定のもの
「B」: 「A」、「C」以外の判定のもの
「C」: 「必要性」、「有効性」、「効率性」の観点全て「c」判定のもの

5 課題と今後の対応方針

(1) 事業推進上の課題

デジタル化の進展や社会経済情勢の変化に伴い、消費者問題の内容も日々複雑化・多様化していることから、個々の相談に的確に対応していくため、継続的に消費生活相談員のスキルアップを図っていく必要がある。また、被害の未然防止のため、各世代に対して様々な機会をとらえて消費者教育を推進する必要がある。
--

(2) 今後の対応方針

消費生活相談員の研修参加などにより新たな消費者問題に対応するための体制強化を図るとともに、教育委員会や社会福祉協議会等の関係機関と連携しながら、若年者や高齢者に対する啓発活動を実施し、消費者教育の推進に努める。また、その他の世代に向けても、オンライン広告を活用した啓発活動等を行い、より効果的な消費者教育の推進を図る。

6 事後評価

(1) 有効性(事業目標の達成状況)

※指標設定ができない場合には「b」判定以下とする。
※二つの指標を設定している場合には達成率の平均値により判定する

判定		理由	
----	--	----	--

(判定基準) a: 有効性が高い(達成率が100.0%以上) b: 一定の有効性がある(達成率が80.0~99.9%) c: 有効性が低い(達成率が80.0%未満)

(2) 効率性(限られた予算で効果を発揮するために努力した内容)

判定		理由	
----	--	----	--

(判定基準) a: 効率性が高い b: 一定の効率性がある c: 効率性が低い

(3) 総合評価

判定		【総合評価の判定基準】 「A」: 「有効性」、「効率性」の観点全て「a」判定のもの 「B」: 「A」、「C」以外の判定のもの 「C」: 「有効性」、「効率性」の観点全て「c」判定のもの
----	--	---

7 類似事業の企画立案に当たっての課題

--	--	--	--